



短期滞在外国人への給与支払

日本も国際色が豊かになってきました。外国人の労働人口は間違いなく増加していることでしょう。

Q 観光旅行のビザで来日した米国の友人が、日本に滞在（6か月の予定）中、アルバイトとして私の店を手伝ってくれたので給料を支払うこととしました。この支払った給料に所得税を課税（源泉徴収）しなければならないのですか？

A

給料を受け取った米国の友人は、6か月間の予定で日本に滞在しているとのことですので、日本国内に住所もなく、また1年以上の居所も有していない個人ということになり「非居住者」という取扱いで源泉徴収を計算することとなります。

この非居住者に対する源泉所得税の計算は、一般の方法とは異なり、原則として所得控除等の控除の適用はなく一定の税率（今回の場合は20パーセント）による源泉徴収をすることとなります。

ところで、日本国とアメリカ合衆国との間には租税条約が締結されており、次のいずれの条件をも満たす場合には、賃金、給料その他これらに類する報酬に対しては日本での所得税の課税は免除されることとされています。

- 1 給料を受け取る人の滞在期間が、入国した年又は出国した年のいずれの年においても合計183日を超えないこと
- 2 給料を受け取る人が、日本の企業または外国の企業が日本国内に有する恒久的施設以外のものの使用人であること
- 3 その給与等が日本にある恒久的施設により負担されないこと

今回のご質問の場合には、上記1の条件は満たしたとしても、2および3の条件は満たしていないので、この短期滞在者免税の規定の適用はありません。

したがって、給与所得として20パーセントの税率により所得税の源泉徴収課税が行われることとなります。

なお、給与支払の際には、通常と同様に「扶養控除等申告書」を提出してもらうことに加えて、「パスポートのコピー」を入手しておくといよいでしょう。